

②所得割の軽減～加入者個人の所得で判定します。

前年の所得から 33 万円を引いた額が 58 万円以下の方は、所得割が 5 割軽減となります。

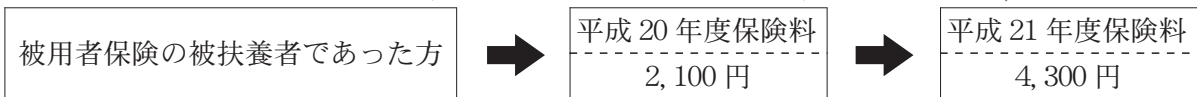
(例) 年金収入 180 円の場合

*軽減判定 → 180 万円 - 120 万円 (公的年金等控除) - 33 万円 (基礎控除) = 27 万円 **軽減該当**

*所得割 → 27 万円 × 9.63% × 5 割 = 13,000 円 **年間保険料のうち所得割額分**

③被用者保険の被扶養者であった方の保険料の軽減

長寿医療制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方は、加入したときから2年間、所得割がかからず均等割が軽減されます。平成21年度は、均等割が9割軽減され年間の保険料は4,300円です。



※被用者保険の被扶養者であった方の保険料については、平成20年4月～9月の保険料を半年間凍結し、平成20年10月～平成21年3月の半年間を均等割を9割軽減としていたため、平成20年度と平成21年度の保険料額が変わります。

保険料の減免について

災害などで重大な被害を受けたときやその他の特別な事情で、生活が著しく困窮し、保険料を納めることが困難な方については、保険料が減免となる場合があります。

また、離職により、保険料を納めることが困難になった場合なども保険料が減免となる場合があります。

保険料のお支払い期間について

●納入通知書又は口座振替により保険料を納められる方の納期限は次のとおりです。

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
6月30日まで	7月31日まで	8月31日まで	9月30日まで	11月2日まで	11月30日まで	12月28日まで

●年金から直接保険料を納められる方の納期は次のとおりです。

(年6回の年金定期払いの際に、年金から自動的に保険料がお支払いとなります。)

仮徴収			本徴収		
4月(1期)	6月(2期)	8月(3期)	10月(4期)	12月(5期)	2月(6期)
4月・6月・8月は、仮徴収と呼ばれ、前年の所得が確定するまでは、仮算定された保険料を納めます。基本的には前年度の2月の年金で納めた額が、それぞれの月の仮徴収額となります。			10月・12月・2月は、本徴収と呼ばれ、前年の所得が確定後、年間保険料から仮徴収額を差し引いた額を三期に分けて納めます。		

※加入時期や平成20年度2月分保険料の年金からのお支払いの状況によっては、4月から始まる年金からのお支払いではなく、納入通知書又は口座振替によるお支払いになる場合があります。

★保険料は、長寿医療制度(後期高齢者医療)を支える大切な財源です。納期限内のお支払いへのご協力をよろしくお願いします。

問 合 せ

北海道後期高齢者医療広域連合

☎ 011 - 290 - 5601

保険料のことは

役場税務課住民税係 ☎ 2513

保険証のことは

役場国保年金課国保老保係 ☎ 2512

新しい保険証(被保険者証)の交付について

現在ご使用いただいています保険証(被保険者証)は、7月31日をもって有効期限が満了となりますので、8月以降はご使用できません。

新しい保険証(被保険者証)は7月中旬にお送りします。お手元へ届きましたら、そちらをご使用ください。
※有効期限が満了となる保険証は廃棄してください。